

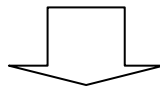
基本用語

解説① 司法修習

司法試験合格後、1年間行う、裁判官・検察官・弁護士になるための研修です。10か月間の「実務修習」と2か月間の「集合修習」に分かれています。修習を修了するためには、「司法修習生考試（いわゆる二回試験）」に合格することが必要で、司法修習生考試に合格し、晴れて修習を修了すると、法曹資格が得られ、裁判官・検察官・弁護士として活躍することができます。

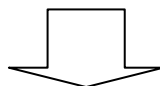
解説② 実務修習

配属される地方裁判所本庁所在地で行います。司法修習はここがスタート地点です。民事裁判・刑事裁判・検察・弁護につきそれぞれ2か月（これに加えて選択修習というものが2か月）、実際の事件を題材に実務について学びます。



解説③ 集合修習

実務修習後、埼玉県和光市の司法研修所で2か月にわたり実施されます。民事裁判・刑事裁判・検察・民事弁護・刑事弁護の5教科につき、講義を受けたり、起案を作成（事件記録様の教材をもとに、判決文の作成や、事実認定を論じたりすること）したりします。



解説④ 司法修習生考試（いわゆる二回試験）

集合修習で学んだ5教科について、起案作成が考試として課されます。1教科1日、計5日間の試験です。